

さいたまけん★こどものこえ設置要綱

(目的)

第1条 小学生・中学生・高校生や未就学児の保護者等からの意見を埼玉県（以下「県」という。）の施策に反映することを目的として、さいたまけん★こどものこえ（以下「こどものこえ」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 こどものこえのメンバーの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 県政の課題等に関するアンケート調査にインターネットを經由して回答すること。
- (2) その他、こどもの意見表明に関する取組に協力すること。

(こどものこえのメンバーの登録要件)

第3条 こどものこえのメンバーに登録できる者は、次のとおりとする。

- (1) 県内在住の小学生、中学生及び高校生相当年齢の者、未就学児の保護者、登録した小学生、中学生及び高校生相当年齢の者の保護者とする。

なお、保護者以外でも児童を養育する者は登録できるものとする。

- (2) 自分でまたは保護者の補助を受けて、インターネットのブラウザの閲覧及び電子メールの利用を日本語でできる者とする。

ただし、保護者については、埼玉県に属する地方公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職又は同条第3項第1号、第1号の2、第4号、第6号に規定する特別職の地方公務員）でない者とする。

(登録)

第4条 こどものこえのメンバーへの登録は、県が第3条の要件を満たすことを確認した上で行うものとする。

(任期)

第5条 「こどものこえ」のメンバーの任期は、県が登録決定の連絡をした日から翌年3月31日までとする。ただし、メンバーが引き続き活動を希望する場合は、任期を更新することができる。

(「こどものこえ」のメンバーの禁止事項)

第6条 「こどものこえ」のメンバーは、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとする。

- (1) 法律、条例その他の法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 他の「こどものこえ」のメンバー、本県又は第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 他の「こどものこえ」のメンバー、本県又は第三者を誹謗、中傷する行為
- (5) 他の「こどものこえ」のメンバー、本県又は第三者に不利益を与える行為

- (6) 選挙運動、もしくはこれに類似する行為又は公職選挙法などの法令に違反する行為
- (7) 本制度の運営を妨害する行為
- (8) 虚偽の登録申請又は虚偽回答を行うこと
- (9) その他、県が不相当と判断する行為

(登録の抹消)

第7条 こどものこえのメンバーが、次の各号のいずれかに該当するときは、県はこどものこえのメンバー登録を抹消する。

- (1) 第6条の禁止事項に定める行為を行ったとき
- (2) 第3条の登録要件を満たさなくなったとき
- (3) メンバーから登録抹消の申し出があったとき
- (4) メンバーとしての任期中（任期を更新した場合は、更新後の任期中）、1度も参加がないとき
- (5) 県からの電子メールが6か月以上不達の状態にあるとき

(謝礼)

第8条 こどものこえのメンバーが、第2条に定める活動を行ったときは、予算の範囲内で謝礼を贈るものとする。

(結果等の公表)

第9条 福祉部長は、第2条により実施したアンケート調査の結果等を関係部局に送付するものとする。送付を受けた関係部局は、必要に応じ、アンケート結果や事業への反映状況などについて公表用資料を作成し公表するものとする。

(費用負担)

第10条 こどものこえのメンバーが活動で利用する機器に関する経費やインターネットへの接続に要する通信費等は、すべて当該こどものこえのメンバーが負担するものとする。

(個人情報)

第11条 個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成5年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50号）に基づいて厳格に行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、「こどものこえ」の制度に関し、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。